

スーパー正男 Re 同盟 会則

初版 平成 31 年 3 月 25 日

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本会は、スーパー正男 Re 同盟 (読み：すーぱーまさおりゆにおん) と称する。

第 2 条 (設立日)

本会は、平成 30 年 2 月 8 日を設立日とする。

第 3 条 (主たる事務所)

本会は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第 4 条 (目的)

本会は、ブラウザゲーム「まさおコンストラクション」(以下、スーパー正男)の周知・発展を目的とする。

第 5 条 (活動・事業の種類)

本会は、先に掲げた目的のために以下のような活動を行う。

- (1) ウェブサイトや出版などを通じた、スーパー正男の広報活動
- (2) スーパー正男の開発やそれを用いたゲームの制作、及びその支援
- (3) スーパー正男制作者どうしの交流促進
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

第 6 条 (公告の方法)

本会は、ウェブサイトはその旨を掲載する方法で公告を行う。

第 2 章 会員

第 7 条 (構成員)

本会は、第 5 条に係わる関係者の全員を構成員とする。

- 2 本会の構成員のうち、役員として、主宰一名、監事一名を設ける。
- 3 本会の構成員のうち、本会所定の様式による申込をし、役員の承認を得た者を会員と

する。

第8条（入会・退会）

構成員は、本人の意思に従って、いつでも入会・退会することができる。

第9条（会員）

会員は、本会の目的を達成すべく、それに応じた業務を遂行することが求められる。

2 会員は、本会の活動方針を策定する総会に参加する。

第10条（会員の除名）

会員が、本会の名誉を著しく毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

第11条（会員の資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 退会したまま再入会の申込をしないとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 全会員の同意があったとき。

第12条（役員を選任）

役員は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 役員を選出を、特殊な事由により総会を経ずして行う場合は、会員の話し合いによって決定し、選出された役員がその公告を行う。

第13条（役員の任期）

役員の任期は、総会の実施ごとに、当該総会の終結において続投を確認する。

2 役員は、総会の決議によって解任させることができる。ただし、監事の解任決議は、

全会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 役員任期を、特殊な事由により総会を経ずして終了する場合は、会員の話し合いによって決定し、出席した会員がその公告を行う。

第14条（主宰の職務及び権限）

主宰は、この会則の定めるところにより、その職務を執行する。

2 主宰は、本会を代表し、その業務を統括する。

第15条（監事の職務及び権限）

監事は、主宰の職務の執行を監査し、必要に応じて監査報告をする。

2 監事は、いつでも、主宰及び会員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第3章 総会

第16条（総会）

本会は、必要がある場合に会員総会を開催する。

2 本会は、定例総会の実施を定めず、全てを臨時総会として開催する。

第17条（総会の招集）

総会の招集は、役員決定に基づき、主宰が行う。

2 総会の招集は、役員が会日の一週間前までに構成員に対して発する。

第18条（総会の議長）

総会の議長は、主宰がこれに当たる。主宰が事故の際には、当該総会において役員、又は出席した会員のいずれかから議長を選出する。

第19条（総会の議決権）

会員は、各一個の議決権を有する。

第20条（総会の決議）

総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、全会員の過半数が出席し、出席

した会員の議決権の過半数をもって行う。

第 21 条（総会の議事録）

総会の議事録は、法令の定めるところにより作成され、議長及び出席した役員がこれに署名する。

第 4 章 会計

第 22 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 5 月 1 日から、翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

第 23 条（会計）

本会は、活動資金を役員が管理する。役員は、会員から要請があった場合、速やかに会計状況について説明する。

第 5 章 改正

第 24 条（改正）

本会則の改正が必要な場合は、総会で全会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって承認されなければならない。

第 25 条（その他）

本会則に定めることのほかに必要な事項は、構成員の話し合いを経て、役員により決定・公示される。

第 26 条（法令の準拠）

本会則に定めのない事項は、すべて法令の定めるところに従う。

付則

本会則は、平成 31 年 4 月 30 日より施行する。